

第6章 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に伴い環境影響を及ぼすおそれのある要因(以下「環境影響要因」という。)について抽出しました。

本事業は、第2章にも記載したとおり、滑走路の延長に伴う「飛行場及びその施設の設置及びその規模の変更」です。

本事業においては、「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」に区分し、各区分に対して環境影響要因を以下のように抽出しました。

なお、本事業は「飛行場及びその施設の設置及びその規模の変更」に該当するため、飛行場に係る主務省令及び福岡県技術指針における「飛行場」の参考項目を踏まえて、環境影響要因を抽出しました。加えて、本事業においては、滑走路の延長のための埋立てを伴うため、埋立に係る主務省令及び福岡県技術指針における「水面の埋立て及び干拓」における環境影響要因も参考とし、項目を追加しました。(以下、福岡県技術指針、飛行場に係る主務省令及び埋立に係る主務省令を「福岡県技術指針等」という。)

1. 工事の実施

- ・ 造成等の施工による一時的な影響
造成等を行うにあたって、工事により一時的に発生する影響
- ・ 建設機械の稼働
造成等を行うための建設機械が稼働することによる周辺地域への影響
- ・ 資材及び機材の運搬に用いる車両の走行
工事の実施に伴う資材及び機材を運搬するための車両の走行に伴う周辺地域への影響

2. 土地又は工作物の存在及び供用

- ・ 飛行場(埋立地)の存在
飛行場(埋立地)が存在することにより周辺環境へ及ぼす影響
- ・ 航空機の運航
航空機の運航による周辺地域・環境への影響
- ・ 飛行場の施設の供用
飛行場の延長後の施設の供用による周辺地域・環境への影響